

① 10月^{がつ}から「マイナンバー」が^{おく}送られてきます！

- ◆ 日本^{にほん}ではもうすぐ「マイナンバー^{せいど}制度」がスタートします。
- ◆ マイナンバーは一人^{ひとり}に一つ^{ひとつ}だけの番号^{ばんごう}で役所^{やくしよ}などでの^{てつづ}手続きに必要^{ひつよう}となる大切な^{たいせつ}ものです。
- ◆ 2015年^{ねん}10月^{がつ}からみなさんの自宅^{じたく}（市町村^{しちやうそん}に登録^{とうろく}している住所^{じゆうしよ}）に市町村^{しちやうそん}から封筒^{ふうとう}が送^{おく}られてきます。
- ◆ 封筒^{ふうとう}にはマイナンバーが書^かかれた「通知^{つうち}カード」が^{はい}入っています。

【封筒】



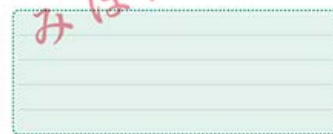
【通知カード】

(おもて)



(うら)

- 法律で認められた者以外の者が個人番号をコピーすることは、法律で禁止されています。また記載事項を改ざんした者は、法律により罰せられます。
- この通知カードを拾得された方は、お手数ですが、下記連絡先までご連絡ください。
(連絡先) 個人番号カードコールセンター ☎0570-783-578
- この通知カードは、個人番号カードの交付を受ける場合は、市町村に返納しなければなりません。



② マイナンバーは^{たいせつ}大切にしてください！

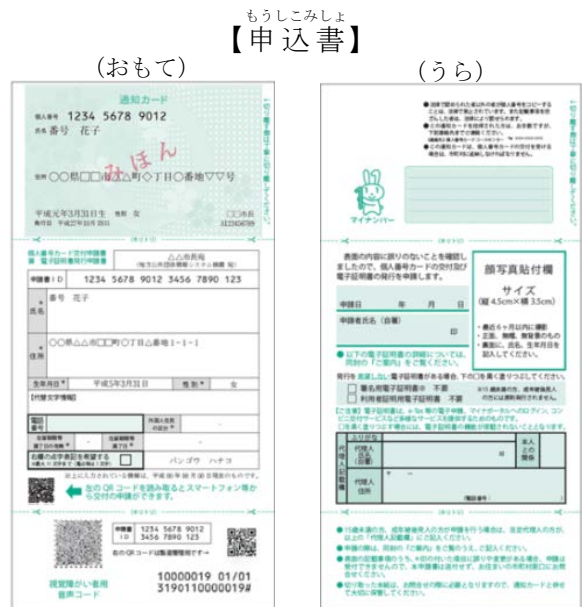
- ◆ 「通知^{つうち}カード」は^す捨てたり^{やぶ}破ったりせず^{たいせつ}大切に^{ほかん}保管してください。
- ◆ マイナンバーを^{ふせい}不正に^{りよう}利用されないため、^{ひつよう}必要がなければ^{ほか}ほかの人に^{ひと}あなたのマイナンバーを^{おし}教えないでください。

③ ^{こじんばんごう}「個人番号カード」がもらえます！

◆ ^{こじんばんごう}「個人番号カード」には、マイナンバーが ^か書いてあり ^{みぶんしょうめいしょ}身分証明書にも なります。

◆ ^{しちょうそん}市町村に よっては、コンビニで ^{じゅうみんひょう}住民票を もらうことも できるなど とても 便利です。

◆ ^{こじんばんごう}「個人番号カード」を もらう ためには ^{つうち}「通知カード」と ^{いっしょ}一緒に ^{とど}届く ^{もうしこみしょ}申込書に ^{ひつよう}必要なことを ^か書いて ^{おく}送り返して ^{かえ}ください。



④ ^わ分からないことが あったら？

◆ ^{した}下の ^{ホームページ}ホームページを ^{みる}見るか、^{した}下の ^{でんわばんごう}電話番号に ^{でんわ}電話して ^{くださ}ください。
^すい。住んでいる ^{ところ}ところ（市町村）の ^{やくしょ}役所にも ^き聞くことが ^{できま}できます。

- ・ ホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>
- ・ コールセンター
えいご ちゅうごくご かんこくご ご
0570-20-0291 (英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語)
【2015年9月30日まで】
げつようび きんようび どにちしゅくじつ
月曜日～金曜日 9:30～17:30 (土日 祝日 はつながりません)
【2015年10月1日から2016年3月31日まで】
げつようび きんようび どにちしゅくじつ
月曜日～金曜日 9:30～20:00 土日 祝日 9:30～17:30
ねんまつねんし (年末年始 はつながりません) ※ナビダイヤルは ^{つうわりょう}通話料 が かかります